

三木町告示第98号

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第32号

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱（令和6年三木町要綱第33号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「三木町補助金等交付規則」を「三木町補助金等交付規程」に改める。

第2条中「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））」を「地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））（以下「交付金」という。）」に改める。

第3条第2項第2号ア中「企業」の次に「等」を加え、同号イ本文中「1年以内」の次に「（以下「申請期間」という。）」を加え、同号ウ中「5年」を「1年」に改め、同号ウただし書中「し、」の次に「転入日（住民票の異動がない者については就業開始日）から1年以上、」を加え、同項第3号ウ中「世帯員が、」の次に「地方就職支援金の移転費と同一の趣旨又は目的を有する国又は県の他の補助金等を受給した企業等からの資金提供がなされておらず、かつ、」を加え、同号ウに次のただし書を加える。

ただし、交通費のみを申請する場合はその限りでない。

第3条第3項第1号イ中「勤務地」を「原則、勤務地」に改め、同項第2号中「及びイ」を「からエ」に改め、同号ア中「週20時間」を「原則、週20時間」に改め、同号イ中「香川県内への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、」を削り、「当該地域への勤務地限定型」を「上記アからウの条件のいずれにも該当する」に改め、「採用」の次に「される」を加え、同号イ前段を削り、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 香川県内を中心とした勤務を基本とする採用であること。

ウ 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

第5条第2項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 香川県内を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）

第8条第1項第5号中「5年」を「1年」に改め、同条第4項中「から5年間の間、毎年度、」を「の」に改める。

第9条第3項第5号中「3年未満で」を「1年以内に」に改め、同項第6号を削る。

様式第1号の1を次のように改める。

様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の3を次のように改める。

様式第1号別紙1を次のように改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第5号を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号の1（第5条関係）

三木町長 殿

申請年月日 年 月 日

三木町地方就職学生支援事業補助金（交通費分）交付申請書

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金（交通費分）の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場場所	
面接・試験日		年 月 日
内定日		年 月 日

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）（※）

別紙1「三木町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「三木町地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
卒業後に勤務地が香川県内に所在する企業等に就職し、三木町に移住する意思（卒業後の申請の場合は、申請日から1年以上	A. 意思がある	B. 意思がない

継続して居住する意思) について			
------------------	--	--	--

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象とはなりません。

様式第1号の2 (第5条関係)

三木町長 殿

申請年月日 年 月 日

三木町地方就職学生支援事業補助金（移転費分）交付申請書

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金（移転費分）の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな			生年月日	
氏名			年 月 日	
住所	〒		電話番号	
メールアドレス				
大学・学部				

2 勤務先企業

勤務先	企業名			
	所在地			
内定日	年 月 日			
就業開始日	年 月 日			

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（三木町）に元からある（異動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（異動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※3

別紙1「三木町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「三木町地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から1年以上継続して、三木町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※3 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象とはなりません

様式第1号の3 (第5条関係)

三木町長 殿

申請年月日 年 月 日

三木町地方就職学生支援事業補助金（交通費及び移転費分）交付申請書

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金（交通費及び移転費分）の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名		
	所在地		
	会場場所		
面接・試験日	年 月 日		
就業開始日	年 月 日		

3 移動経路（交通費分）（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 移転内容（移転費分）

日付	移住元（東京圏）	費用※1
----	----------	------

--	--	--

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（三木町）に元からある（異動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（異動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※3

別紙1「三木町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「三木町地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から1年以上継続して、三木町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※3 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象とはなりません。

様式第1号 別紙1 (第5条関係)

三木町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 三木町地方就職学生支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、三木町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 地方就職支援金申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 在学中に交通費を申請した者で、地方就職支援金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 在学中に交通費を申請した者で、地方就職支援金の申請日から1年以内に三木町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に三木町に住民票がある場合を除く）：全額
 - (4) 補助金の要件を満たす就業先を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から1年以内に三木町以外の市区町村に転出した場合：全額
- 4 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される三木町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

三木町長 殿

所在地：
事業所名：
代表者名：
電話番号：
担当者：

就業証明書（地方就職学生支援金の申請用）

※在学中に交通費を申請する場合は、本様式を内定証明書として取り扱います。

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
移住先地域内での就業の有無	<input type="checkbox"/> 居住している都道府県内の事業所に就業している（予定も含む）
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

香川県地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、香川県及び三木町の求めに応じて、同香川県県及び三木町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

三木町長

三木町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書

三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

補助金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※地方就職支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 三木町は、三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・在学中に交通費を申請する場合、申請日から1年以内に補助金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く）：全額
 - ・在学中に交通費を申請する場合、申請日から1年以内に三木町へ転入しなかった場合（ただし、申請時に既に三木町に住民票がある場合を除く）：全額
 - ・就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - ・三木町への転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から1年以内に三木町から転出した場合：全額
- 2 三木町は、三木町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

現 況 届

三木町長 殿

年 月 日

届出人 (補助金 受給者)	ふりがな		連絡 先	日中連絡の取れる電話番号
	氏 名			() - ※必ず記入してください

現在の住所	〒 -
-------	------------

○就業に関する要件

事業所名	
勤務先所在地	
就業年月日	
雇用形態	
証明欄	<p>この者は、本事業所で勤務していることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(所在地)</p> <p>(事業所名)</p> <p>(代表者名)</p> <p>(電話番号)</p> <p>(担当者)</p>

※現在の住所地を確認するため、住民票の写しを1部添付してください。

※地方就職支援金を受給した三木町担当課に当該年度の3月1日から3月31日の間に、この現況届を提出してください。

※三木町での居住が確認できない場合は、地方就職支援金の交付決定を取り消し、既に交付した地方就職支援金の返還を命じる場合があります。

※地方就職支援金の転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から1年以内に他の市区町村に転出する場合は、地方就職支援金の返還対象になります。